

株主総会資料の電子提供制度と当社対応のご案内

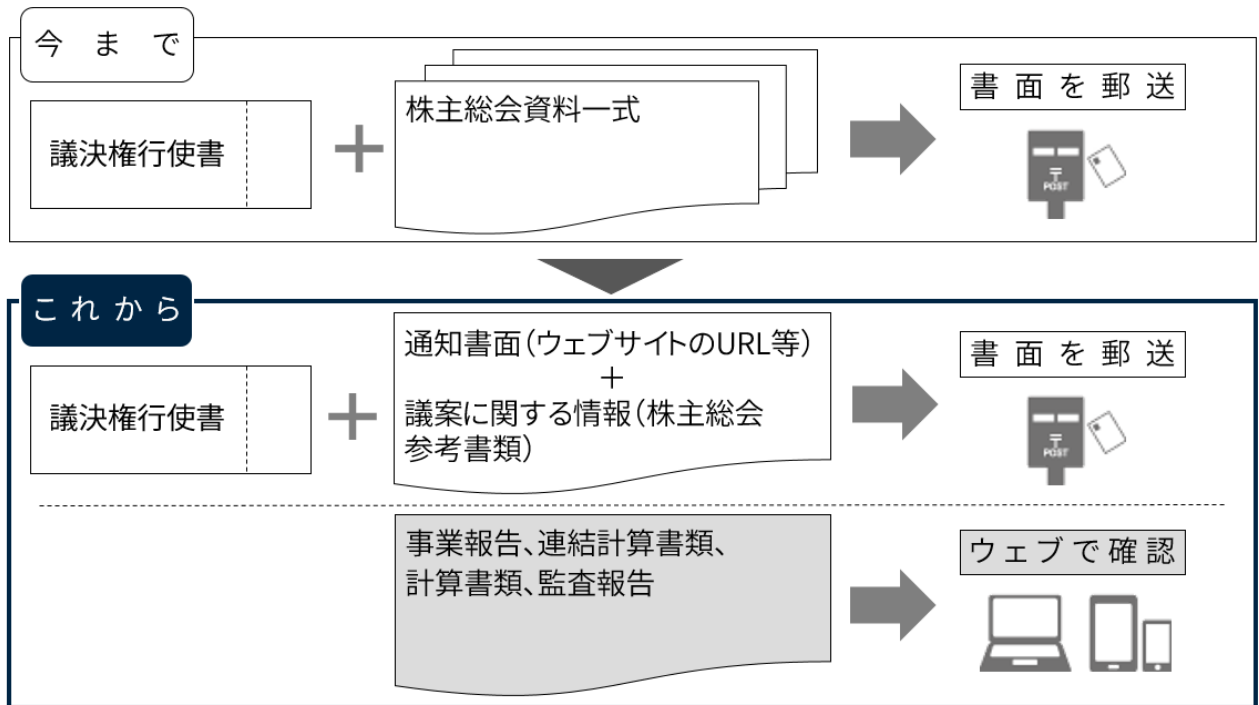
株主総会資料の電子提供制度について

会社法の改正により、2023年3月以降に開催される株主総会から、株主総会資料の電子提供制度が始まります。本制度においては、株主総会資料のご送付に代えて、株主総会の日時・場所・目的事項・株主総会資料の掲載されているウェブサイトの URL などが記載された通知書面のみを株主様にご送付し、株主様は、原則として、当該ウェブサイトアクセスすることで株主総会資料をご覧いただくことになります。

2023年6月開催予定の株主総会での当社対応について

しかしながら、当社は、株主様の議決権行使の利便性を考慮し、本制度開始後も、通知書面に加え、議決権行使書と議案に関する情報(株主総会参考書類)については、議決権をお持ちの株主様へ書面で郵送させていただきます。

株主総会資料の電子提供制度イメージ図



これまでどおり株主総会資料の郵送(書面交付)をご希望される場合

これまでどおり株主総会資料の郵送をご希望される株主様は、議決権行使基準日(当社2023年6月定時株主総会においては、2023年3月31日)までに、口座のある証券会社、または当社株主名簿管理人である三井住友信託銀行で書面交付請求のお手続きをお済ませください。

三井住友信託銀行株式会社 専用コールセンター

電話 0120-533-600(フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00(土日休日を除く)

[電子提供制度についてのご案内\(会社法の一部改正\)\(外部サイトにリンクします\)](#)